

幼保連携型認定こども園 ドレミ保育園

重 要 事 項 説 明 書

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人ドレミ福祉会
所 在 地	大阪府堺市西区菱木1丁2314-7
電 話 番 号	072-274-2288
代 表 者 氏 名	理事長 馬場 伸幸

2. 施設概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	ドレミ保育園
施 設 の 所 在 地	大阪府堺市西区菱木1丁2314-7
開 設 年 月 日	平成27年4月1日
電 話 番 号	072-274-2288
園 長 氏 名	安田 順
職 員 数 (令和5年7月1日現在)	園長 1 名 保育教諭 21 名 嘱託医 2 名

3. 利用定員

2号認定こども	60人		
5歳児	20人	4歳児	20人
3歳児	20人		
3号認定こども	48人		
2歳児	20人	1歳児	19人
0歳児	9人		

4. 施設の目的

子どもの健やかな成長のために適切な運営を確保し、良質かつ適正な内容及び水準の特定教育・保育事業の提供を行うことを目的とします。

5. 施設の運営の方針

- (1)施設を利用する子どもの意思及び人格を尊重し、差別的な取り扱いや虐待、懲戒に係る権限の濫用等を行わず、常に子どもの立場に立って教育・保育を提供します。
- (2)堺市、他の特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- (3)施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。
- (4)堺市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）に基づき、施設の運営を行います。
- (5)教育・保育の質及び職員の資質向上のため、必要な環境を確保し、提供する教育・保育の自己評価を行い、常にその改善を図ります。

6. 教育・保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育を提供します。

(1) 教育・保育の理念

園生活を通して、子どもたちの無限大の可能性と成長を保障します。

(2) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午 前 間 食	昼 食	午 後 間 食
0 歳 児	10:00	11:00	15:00
1 歳 児	10:00	11:00	15:00
2 歳 児	10:00	11:00	14:30
3 歳 児		11:00	14:30
4 歳 児		11:30	14:10
5 歳 児		11:30	14:10

* 献立表は毎月別途配布します。

* 食物アレルギー等、必要に応じてご相談ください。

(3) その他

延長保育、一時預かりを実施します。

7. 教育・保育の提供日及び提供時間

(1) 提供日

月曜日から土曜日とします。

ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。

(2) 提供時間

保育標準時間

基 本 時 間	平 日	8:30～16:30
	土 曜 日	8:30～16:30
延 長 時 間	平 日	7:30～8:30 16:30～18:30 18:30～19:00 (有料500円)
	土 曜 日	7:30～8:30 16:30～18:30

保育短時間

基 本 時 間	平 日	8:30～16:30
	土 曜 日	8:30～16:30
延 長 時 間	平 日	7:30～8:30 (有料 30分毎500円) 16:30～18:30 (有料 30分毎500円)
	土 曜 日	7:30～8:30 (有料 30分毎500円) 16:30～18:30 (有料 30分毎500円)

8. 施設・設備等の概要

敷 地	敷 地 全 体	1 1 3 5 . 5 3 m ²
	園 庭	3 2 4 . 6 7 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延 べ 床 面 積	9 7 7 . 8 0 m ²
	築 年 月	平成25年3月

9. 利用者負担金

(1) 教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

(2) 延長保育に係る利用者負担額

30分あたり 500円

(3) その他利用者負担額

主食費（3歳以上児） 2,000円

副食費（3歳以上児） 4,500円

※副食費は市町村の規定により免除になる場合があります。

布団リース代（0～3歳児） 1,700円

用品代 必要に応じて徴収します。

遠足代 実費徴収します。

10. 利用にあたっての留意事項

(1) 入園（選考方法）

市町村の利用調整結果に基づき、選考します。

(2) 退園

①契約期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望日の15日前までに退園届を提出してください。

②園長は、次のいずれかに該当する場合には退園させることができます。

- ・ 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、支給認定の要件に該当しなくなったとき。
- ・ その他、保護者が施設や保育に従事する職員又は他の利用者に対して、重大な背信行為を行う等、施設の運営に重大な支障が生ずるとき。

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1月前までに退園届を提出してください。

(4) 卒園

子どもが小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

11. 非常災害時の対策

非常災害時には、別途定める保育安全・危機管理マニュアルにより対応します。

防 災 設 備	自動火災報知機 ガス漏れ探知機 非常通報装置 誘導灯 ほか
避 難 ・ 消 火 訓 練	毎月1回以上実施します。
避 難 場 所	園庭

1 2. 緊急時の対応

利用している子どもに病状急変・事故等の緊急事態が発生した場合、子どもの家族等に連絡を行うとともに、医学的対応等、必要な措置を行うこととします。

1 3. 保険に関する事項

以下のとおり保険に加入しています。

加 入 先	独立行政法人日本スポーツ振興センター
内 容	災害共済給付

1 4. 相談・苦情の受付

解 決 責 任 者	安田 順
受 付 担 当 者	坂 あやか
受 付 方 法	面談・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

1 5. 個人情報の取扱い

業務上知り得た利用する子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。

なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続は図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。
- (2) 他の教育・保育施設等への転園する場合、その他兄弟姉妹が別の教育・保育施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。
- (3) 緊急時において、その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

1 6. 写真の掲載について

こども園内、ホームページ内に児童の写真、行事風景、制作物等の写真を掲載いたします。

- (1) ドレミ保育園での全体活動をメインにした写真を掲載いたします。
- (2) 肖像並びに個人情報の使用は、ドレミ保育園の広報に関することでのみ使用します。
- (3) ホームページの掲載について、個人名などの個人情報とお子様の写真が一致するように掲載することはありませんが、削除依頼があった場合は、すみやかに削除いたします。

1 7. その他の留意事項

- (1) 送迎は保護者が行ってください。保護者以外の方が来る場合は事前に保護者から連絡をお願いします。
- (2) 自動車での送迎は、当園の近隣住民に迷惑がかからないよう交通ルールを遵守することをお願いします。
- (3) 教育・保育の必要時間は支給認定の範囲の中で就労等の状況を確認し、個別に設定します。
- (4) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に当保育園及び利用者に係る誹謗・中傷及び個人情報の掲載は禁止します。